

【介護保険】訪問看護および介護予防訪問看護の加算等

2026 年 6 月 1 日現在

病状や訪問状況、指導等により加算されます

■ 緊急時訪問看護加算Ⅱ

利用者または家族の求めに応じて、診療所または在宅療養支援診療所の主治医の指示により、緊急訪問看護を行った場合

■ 特別管理加算 ※病状、装着・医療機器等が変更になった場合、特別管理加算も変更になります

◇特別管理加算Ⅰ

☐在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ☐気管カニューレを使用している状態 ☐留置カニューレを使用している状態

◇特別管理加算Ⅱ

☐在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
☐人工肛門または人工膀胱を設置している状態 ☐真皮を超える褥瘡の状態 ☐点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

■ 長時間訪問看護加算

特別管理加算（別表第8※2）の対象となる利用者に対して90分以上の訪問看護を行った場合

■ 複数名訪問看護加算ⅠおよびⅡ

下記の該当者となる利用者に、同時に複数名が訪問看護を行った場合

- ① 身体的理由（体重が重いなど）により看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状況から判断して、①または②に準ずると認められる場合

複数名訪問看護加算（Ⅰ）は看護師等2人以上による場合、複数名訪問看護加算（Ⅱ）は看護師等と看護補助者が同時に行う場合

■ 夜間・早朝訪問看護加算

夜間（午後6時～午後10時）または早朝（午前6時～午前8時）に訪問看護を行った場合、1日につき1回ずつ加算されます。

■ 深夜訪問看護加算

深夜（午後10時～午前6時）に訪問看護を行った場合

■ 退院時共同指導加算

病院または介護医療院の退院や介護老人保健施設の退所にあたって、退院前に訪問看護ステーションの看護師等が入院医療機関等の医師や看護師等と共同して在宅療養生活の指導を行い、文書で提供した場合、退院退所後の初日の訪問看護実施時に加算。入院中に1回のみ、なお、別表第7※1または別表第8※2に該当し、複数回を別日に実施した場合は2回まで。

■ ターミナルケア加算

在宅等で死亡した利用者について、死亡日及び死亡前14日以内（15日間）に2回以上の訪問看護を実施した場合（ターミナルケア実施後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

■ 初回加算 I および II

- (I) 新規に訪問看護計画書を作成し、病院、診療所又は介護保険施設から退院、退所した日に訪問看護を提供した場合
- (II) 新規に訪問看護計画書を作成し、訪問看護を提供した場合

【参考】

※1 別表第 7

①末期の悪性腫瘍、②多発性硬化症、③重症筋無力症、④スモン、⑤筋萎縮性側索硬化症、⑥脊髄小脳変性症、⑦ハンチントン病、⑧進行性筋ジストロフィー症、⑨パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）、⑩多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、⑪プリオン病、⑫亜急性硬化性全脳炎、⑬後天性免疫不全症候群、⑭頸椎損傷、⑮人工呼吸器を使用している状態、⑯ライソゾーム病、⑰副腎白質ジストロフィー、⑱脊髄性筋萎縮症、⑲球脊髄性筋萎縮症、⑳慢性炎症性脱髄性多発神経炎

※2 別表第 8

1. 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理もしくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者または気管カニューレを使用している状態もしくは留置カニューレを使用している状態にある者
2. 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理または在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態にある者
3. 人工肛門または人口膀胱を設置している状態にある者
4. 真皮を超える褥瘡の状態にある者
5. 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

※3 厚生労働大臣が定める者

長時間の訪問看護を要する者（15 歳未満の（準）超重症児、別表第 8 に掲げる者、特別訪問看護指示書または精神科特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている者）、または厚生労働大臣が定める者（15 歳未満の（準）超重症児、15 歳未満の障子であって別表第 8 に掲げる者）